海上自衛隊訓令第４９号

自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）第３２条の規定に基づき、自衛艦隊司令部等の編制等に関する訓令を次のように定める。

昭和３６年９月１日

防衛庁長官　藤　枝　泉　介

自衛艦隊司令部等の編制に関する訓令

（自衛艦隊司令部の編制）

第１条　自衛艦隊司令部に、幕僚副長、所要の幕僚及び副官を置く。

２　幕僚副長は、海将補をもって充てる。

３　幕僚副長は、自衛艦隊司令官の定めるところにより、幕僚長の命を受け、その職務を補佐する。

４　幕僚は、幕僚長の命を受け、自衛艦隊司令部の部務を分掌する。

５　副官は、自衛艦隊司令官の庶務をつかさどる。

（護衛艦隊司令部等の編制）

第２条　護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海隊群司令部及び教育航空集団司令部に、それぞれ所要の幕僚及び副官を置く。

２　幕僚は、幕僚長の命を受け、当該司令部の部務を分掌する。

３　副官は、それぞれ護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令又は教育航空集団司令官の庶務をつかさどる。

（護衛隊群司令部等の編制）

第３条　護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部及びシステム通信隊群司令部に、それぞれ所要の幕僚及び副官を置く。

２　幕僚のうち最上位にある者を首席幕僚とする。

３　首席幕僚は、それぞれ護衛隊群司令、海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、艦隊情報群司令、海洋業務・対潜支援群司令、開発隊群司令、教育航空群司令、練習艦隊司令官又はシステム通信隊群司令（以下「護衛隊群司令等」という。）の命を受け、当該司令部の部務を整理する。

４　幕僚は、それぞれ護衛隊群司令等の命を受け、当該司令部の部務を分掌する。

５　副官は、護衛隊群司令等の庶務をつかさどる。

第４条　護衛隊群司令及び海上訓練指導隊群司令は護衛艦隊司令官の、航空群司令は航空集団司令官の、潜水隊群司令は潜水艦隊司令官の、掃海隊群司令、艦隊情

報群司令、海洋業務・対潜支援群司令及び開発隊群司令は自衛艦隊司令官の、教育航空群司令は教育航空集団司令官の、システム通信隊群司令は防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ当該部隊の隊務を統括する。

（委任規定）

第５条　この訓令の定めるもののほか、自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海隊群司令部、教育航空集団司令部、練習艦隊司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、艦隊情報群司令部、海洋業務・対潜支援群司令部、開発隊群司令部、教育航空群司令部及びシステム通信隊群司令部の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附　則

１　この訓令は、昭和３６年９月１日から施行する。

２　次の各号に掲げる訓令は、廃止する。

⑴　自衛艦隊司令部の編制に関する訓令（昭和３０年海上自衛隊訓令第１１号）

⑵　護衛隊群等の編制に関する訓令（昭和３０年海上自衛隊訓令第１２号）

附　則（昭和３７年６月２７日海上自衛隊訓令第１２号）（抄）

１　この訓令は、昭和３７年７月１日から施行する。

附　則（昭和４０年３月２０日海上自衛隊訓令第１１号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第３１条）

この訓令は、昭和４０年３月２５日から施行する。

附　則（昭和４２年７月２６日防衛庁訓令第１４号自衛隊法の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令第３条）

この訓令は、昭和４２年７月２８日から施行する。

附　則（昭和４２年９月３０日海上自衛隊訓令第６号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第７条）

この訓令は、昭和４２年１０月１日から施行する。

附　則（昭和４３年３月１４日海上自衛隊訓令第３号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第６条）（抄）

この訓令は、昭和４３年３月１６日から施行する。

附　則（昭和４４年３月７日海上自衛隊訓令第１号）

この訓令は、昭和４４年３月１５日から施行する。

附　則（昭和４５年３月２日海上自衛隊訓令第５号）

この訓令は、昭和４５年３月２日から施行する。

附　則（昭和４６年３月２３日海上自衛隊訓令第９号）

この訓令は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５３年６月２８日海上自衛隊訓令第１５号海上訓練指導隊の編

制に関する訓令等の一部を改正する訓令第３条）（抄）

１　この訓令は、昭和５３年７月１日から施行する。

附　則（昭和５５年３月１３日海上自衛隊訓令第１６号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第２条）（抄）

この訓令は、昭和５５年３月１７日から施行する。

附　則（昭和５６年２月３日海上自衛隊訓令第８号）

この訓令は、昭和５６年２月１０日から施行する。

附　則（平成９年１月１７日防衛庁訓令第１号防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第５３条）

この訓令は、平成９年１月２０日から施行する。

附　則（平成１２年３月３日海上自衛隊訓令第４号）

この訓令は、平成１２年３月１３日から施行する。

附　則（平成１４年３月２０日海上自衛隊訓令第２７号）

この訓令は、平成１４年３月２２日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日海上自衛隊訓令第２５号）

この訓令は、平成１８年４月３日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日防衛庁訓令第１号防衛省の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第７９条）（抄）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成２７年１１月２７日防衛省訓令第５１号）

この訓令は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（令和２年９月３０日防衛省訓令第５７号表彰等に関する訓令等の一部を改正する訓令第１５条）

この訓令は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日海上自衛隊訓令第１２号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。